

公開買付開始公告

各 位

平成28年4月11日
神戸市中央区浪花町59番地
株式会社フェリシモ
代表取締役社長 矢崎 和彦

当社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）に従い、発行者による上場株券等の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を下記により行いますので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付けの目的

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な課題と認識し、長期的な事業展開と財務安定性のために必要な内部留保を確保しつつ、業績動向を勘案した安定した配当の継続実施を基本方針としております。

また、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応して機動的な資本政策を遂行するためのものであります。

このような状況の下、平成27年12月下旬に、当社の主要株主である筆頭株主（平成28年2月29日現在）の矢崎勝彦氏（平成28年4月11日現在の保有株式数：1,612,232株、発行済株式総数10,043,500株に対する割合：16.05%（小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じとします。））及び当社の主要株主である第二位株主（平成28年2月29日現在）の有限会社樹福（平成28年4月11日現在の保有株式数：1,000,000株、発行済株式総数に対する割合：9.96%）より、その保有する当社普通株式の全部について、売却する意向がある旨の連絡を受けました（以下、矢崎勝彦氏及び有限会社樹福を総称して、「売却意向株主」といいます。保有株式数の合計：2,612,232株、発行済株式総数に対する割合の合計：26.01%）。有限会社樹福は、当社の創業家の資産管理業務を行っている会社であり、また、矢崎勝彦氏は、有限会社樹福の取締役を務めております。

当社は、売却意向株主からの連絡を受けて、平成28年1月中旬に、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響、並びに当社の財務状況等に鑑みて、当社の資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元を図る目的から、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がると同時に、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないものと判断いたしました。また、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を基礎とすべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、平成28年2月上旬に、売却意向株主に対し、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、平成28年2月上旬に、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付価格について検討を行い、平成28年3月下旬に、本公開買付けの具体的な条件について売却意向株主と協議いたしました。その結果、平成28年4月上旬に、売却意向株主より、上記条件にてその保有する当社普通株式の全部である2,612,232株（発行済株式総数に対する割合：26.01%）について本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

また、本公開買付けにおける買付予定数については、売却意向株主以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から3,200,000株（発行済株式総数に対する割合：31.86%）を上限としております。

なお、本公開買付けに要する資金については、全額自己資金を充当する予定であります。平成28年2月29日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約182億円であり、本公開買付けの買付資金として約29億円を充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

以上を踏まえ、当社は、平成28年4月8日の取締役会決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、矢崎勝彦氏は平成28年2月29日現在、当社の総株主の議決権の数（98,601個）に対して16.35%（小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、議決権の数に対する割合の計算において同じとします。）の議決権（16,122個）を所有し、当社の主要株主である筆頭株主に該当しており、また、有限会社樹福は平成28年2月29日現在、当社の総株主の議決権の数に対して10.14%の議決権（10,000個）を所有し、当社の主要株主に該当しておりますが、本公開買付けに係る応募がなされ、当社が当該応募株式を買付けた場合、矢崎勝彦氏は当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、また、有限会社樹福は当社の主要株主に該当しないこととなるため、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動が生じる予定です。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定による取締役会の決議の内容

取得する株式の種類	普通株式
取得する株式の数	3,200,100株（上限とする。）
株式を取得するのと引換えに交付する金銭の総額	金2,908,890,900円（上限とする。）
株式を取得することができる期間	平成28年4月11日（月曜日）から 平成28年6月30日（木曜日）まで

3. 上記2. の決議に基づいて既に関買付け等を行った上場株券等の種類、数及び価額の総額 該当事項はありません。

4. 公開買付けの内容

(1) 買付け等を行う上場株券等の種類	普通株式
(2) 買付け等の期間	平成28年4月11日（月曜日）から 平成28年5月12日（木曜日）まで （20営業日）
(3) 買付け等の価格	1株につき 金909円
(4) 買付予定の上場株券等の数	3,200,000株

（注1） 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（3,200,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（3,200,000株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い買付け等の期間（以下、「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 応募の方法及び場所

① 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目9番1号

② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下、「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の16時までに応募して下さい。

③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下、「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（当社の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託銀行」といいます。）に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手續を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

④ 応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意下さい。また、応募の際に個人番号（法人の場合は法人番号）及び本人確認書類が必要となる場合があります。（注1）（注2）

⑤ 外国の居住者である株主等（法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。なお、米国内からの応募等については、後記「(10) その他買付け等の条件及び方法」の「⑦ その他」の(i)をご参照下さい。

⑥ 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i) 個人株主の場合

(イ) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下、「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）に相当する金額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下、「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下、「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成28年5月12日までに租税条約に関する届出書等をご提出下さい。

⑦ 応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

⑧ 三井住友信託銀行に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は三井住友信託銀行にお問い合わせ下さい。（注3）

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあたっていることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出下さい。

	個人番号確認書類	本人確認書類
A	個人番号カード（裏）	個人番号カード（表）
B	通知カード	a のいずれか1種類、 又はbのうち2種類
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票の記載事項証明書	a 又はbのうち、 「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の1種類

a 顔写真付の本人確認書類

・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

パスポート、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書

b 顔写真のない本人確認書類

・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書

・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

各種健康保険証、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、各種福祉手帳等

・法人の場合

下記、A～Cの確認書類をご提出下さい。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 (名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの)
C	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード（表）又は ・前記個人の場合の本人確認書類（a 又はb）の中から1種類

- ・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、
居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの
に、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるもの）に限り
ます。）

（注２） 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類
を郵送させていただきます。

（注３） 特別口座からの振替手続

上記③に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代
理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

（６） 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内１丁目９番１号

（７） 決済の開始日

平成28年６月３日（金曜日）

（８） 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所又
は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を控除した金額を決済の開始日以後
遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金する
か、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、前記「（５） 応募の方法及び場所」の
「⑥ 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について」をご参照下さい。

（９） 上場株券等の返還方法

後記「（１０） その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の
13第４項第２号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基
づき応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、
公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は公開買付けの撤回等を行った日）以降遅滞
なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。

（１０） その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第４項第２号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数（3,200,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行
います。応募株券等の数の合計が買付予定数（3,200,000株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一
部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第５項及び府令第
21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券
等の数に１単位（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応
募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買
付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株
数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき１単位（追加して１単位の買付けを行うと応募株券等の数
を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の
等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買
付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の開示の方法

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項ただし書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約の解除をすることができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時まで、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(9) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

④ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑤ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

当社は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑥ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第14条の3の4第6項、同第9条の4及び府令第19条の2に規定する方法により公表します。

⑦ その他

(i) 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(ii) 当社は、平成28年4月上旬に、応募意向株主（平成28年4月11日現在の保有株式数の合計：2,612,232株、発行済株式総数に対する割合の合計：26.01%）より、その保有する当社普通株式の全部について本公開買付けに応募する旨の回答を得ております。

(iii) 当社は、平成28年4月8日付で「平成28年2月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査証明を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成28年2月期 決算短信〔日本基準〕（連結）の概要

（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

（イ）損益の状況（連結）

決算年月	平成28年2月期（第51期）
売上高	34,609百万円
売上原価	16,511百万円
販売費及び一般管理費	17,879百万円
営業外収益	112百万円
営業外費用	12百万円
当期純利益	657百万円

（ロ）1株当たりの状況（連結）

決算年月	平成28年2月期（第51期）
1株当たり当期純利益	66.69円
1株当たり配当額	5円
1株当たり純資産額	2,533.19円

5. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

株式会社フェリシモ 神戸市中央区浪花町59番地
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上